

○習志野市立学校等の給食費等に関する規則

平成28年3月31日

規則第17号

改正 令和元年9月11日規則第16号

(令和元年9月30日規則第19号)

令和元年10月4日規則第20号

令和3年1月6日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校等に係る給食費等に関し、学校給食法（昭和29年法律第160号）その他の法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食並びにこども園、幼稚園及び保育所において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する子ども（以下「1号認定子ども」という。）又は同項第2号に規定する子ども（以下「2号認定子ども」という。）に対し提供する食事並びにこれらに準じて職員等に対し提供する食事をいう。

(2) 給食費 給食に要する経費のうち、学校給食法第11条第1項に規定する経費その他の市が負担する経費以外の経費をいう。

(3) こども園 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第31号）第3条の規定により設置されたこども園をいう。

(4) 幼稚園 習志野市幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第22号）第2条の規定により設置された幼稚園をいう。

(5) 保育所 習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第39号）第2条の規定により設置された保育所をいう。

(6) 小学校 習志野市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により設置された小学校をいう。

(7) 中学校 習志野市立小学校及び中学校設置条例第2条の規定により設置された中学校をいう。

(8) 児童等 こども園、幼稚園若しくは保育所の幼児、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。

(9) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第11項に規定する保護者をいう。

(10) 学校等 こども園、幼稚園、保育所、小学校及び中学校をいう。

(11) 校長等 給食を実施する学校等の長をいう。

(12) 職員等 給食を実施する学校等及び学校給食センターに勤務する職員並びに市長、校長等及び学校給食センター所長が必要と認めて給食の提供を受ける者をいう。

(13) 納入義務者 次条の規定により給食費を負担する者をいう。

（令元規則16・令3規則1・一部改正）

（給食費の負担）

第3条 給食費は、給食の提供を受ける児童等（次に掲げる者を除く。）の保護者及び職員等の負担とする。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ又はロに規定する子ども

(2) こども園、幼稚園又は保育所の幼児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の3第2項の市町村民税を課されない者に準ずる者の子ども

（令元規則16・令元規則19・一部改正）

（給食の申込み）

第4条 保護者は、給食の提供を申し込もうとするときは、子がこども園、幼稚園若しくは保育所に入園する時、小学校及び中学校に入学する時又は転入する時に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申込書を校長等を経由して市長に提出しなければならない。

(1) こども園（1号認定子どもに限る。）又は幼稚園 習志野市立学校等給食
申込書（幼稚園等用）（別記第1号様式）

(2) こども園（2号認定子どもに限る。）又は保育所 習志野市立学校等給食
申込書（保育所等用）（別記第1号様式の2）

(3) 小学校又は中学校 習志野市立学校等給食費申込書（小・中学校用）（別
記第1号様式の3）

2 保護者は、前項の規定により提出した申込書に記載した事項に変更が生じた
場合は、その都度同項の申込書を提出しなければならない。

3 第1項の申込書が提出されていない児童等が給食を喫食したときは、当該児
童等の保護者は、同項の規定により給食の提供の申込みをしたものとみなす。

（令元規則16・令3規則1・一部改正）

（給食費の額）

第5条 給食費の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に
定める給食単価（1食当たりの給食の単価をいう。以下同じ。）の額に給食の実
施回数に乗じて得た額とする。

区分		給食単価	
こども園の幼児	1号認定子ども	245円	
	2号認定子ども	月曜日から金曜日までに おける提供（おやつの提供 を含む。）	265円
		土曜日における提供	245円
幼稚園の幼児		280円	
保育所の幼児	月曜日から金曜日までに おける提供（おやつの提供 を含む。）	265円	
	土曜日における提供	245円	
小学校低学年（1～3年生）の児童		280円	
小学校高学年（4～6年生）の児童		330円	
中学校の生徒		365円	

職員等	こども園及び保育所	370円
	こども園及び保育所以外	365円

備考 こども園の幼児（2号認定子どもに限る。）及び保育所の幼児に対し、おやつのみを提供する場合の給食単価は、20円とする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者又は職員等から食物アレルギーの申出を受け、飲用の牛乳を提供しない場合又は飲用の牛乳のみ提供する場合は児童等（こども園及び保育所の幼児を除く。）又は職員等に係る1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、1食当たりの牛乳代は、当該年度の契約における牛乳の単価額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（以下これらを「1食当たりの牛乳代」という。）とする。

(1) 飲用の牛乳を提供しない場合 給食単価の額から1食当たりの牛乳代を減じて得た額

(2) 飲用の牛乳のみを提供する場合 1食当たりの牛乳代

3 前項に規定する場合を除くほか、食物アレルギーの申出による給食単価の減額を行わない。

（令元規則16・令元規則20・一部改正）

（給食費の納期限等）

第6条 こども園、幼稚園及び保育所に係る給食費の納期限は、給食の提供を受けた月の翌月の末日とする。

2 小学校及び中学校に係る給食費の納期限及び納付額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	納期限	納付額
第1期	6月末日	各小学校又は中学校における給食の年間実施予定回数を10で除した数に1食当たりの額を乗じて得た額
第2期	7月末日	
第3期	8月末日	
第4期	9月末日	
第5期	10月末日	
第6期	11月末日	

第 7 期	1 2 月 2 8 日	
第 8 期	1 月 末 日	
第 9 期	2 月 末 日	
第 1 0 期	3 月 末 日	

3 前2項に規定する納期限が、金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日を納期限とする。

4 臨時に給食の提供を受ける者の給食費の納期限は、市長が別に定める日とする。

5 給食費の納付は、原則として口座振替の方法による。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納入書による納付その他の方法による。

6 前項の規定にかかわらず、保護者が学校教育法第19条の規定による援助又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助を受けている児童等に係る給食費の納付については、市長が別に定める。

（令元規則16・令3規則1・一部改正）

（遅延損害金の額等）

第7条 市長は、給食費について、習志野市債権管理条例（平成24年条例第20号）第7条の規定による督促をした場合において、当該督促をした給食費の額が100円以上であるときは、当該給食費の額に当初の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による利率を乗じて計算した遅延損害金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。

（令3規則1・追加）

(元本、遅延損害金及び費用を支払うべき場合の充当)

第8条 保護者が給食費について元本のほか前条第1項の規定による遅延損害金及び費用を支払うべき場合において、その債務の全部を消滅させるのに足りない納付をしたときは、これを順次に元本、同項の規定による遅延損害金及び費用の順に充当するものとする。

(令3規則1・追加)

(給食費の調整)

第9条 第5条の規定にかかわらず、保護者からの届出による給食費の調整(給食を停止した場合に、児童等が給食の提供を受けることができなかつた日数に応じて給食費の納付額を変更することをいう。以下同じ。)は、児童等が疾病その他やむを得ない理由により給食の提供を受けることができない場合に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 連続して5日以上(休日(習志野市の休日に関する条例(平成元年条例第21号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。))を除く。)給食の提供を受けることができない場合又は転入学、転学その他の事由により年度の途中から給食の提供が不要となった場合に、給食を実施する日の3日前まで(その日が休日に当たる場合は、その日前において最も近い休日でない日とする。次号において同じ。)に校長等を経由して市長に届け出たとき 保護者からの習志野市立学校等給食停止(再開)届(別記第2号様式)による届出

(2) 前号に規定する場合のほか、こども園、幼稚園又は保育所において給食を実施する日の3日前までに園長又は所長を経由して市長に届け出たとき 保護者からの書面による届出

2 前項第1号の規定により給食を停止した場合において、当該理由の消滅により、保護者が給食の再開を希望する旨の届出を行うときは、習志野市給食停止(再開)届を校長等を経由して市長に提出するものとする。

3 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定又はこれに準じて実施する措置により学校等の全部又は一部の授業又は保育を行わず、給食を提供することができない場合の給食費の調整は、次の各号に掲げる区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める給食費について行うことができる。

(1) こども園及び保育所に係る給食費　こども園の園長又は保育所の所長からの申出により、給食の停止を決定した日の翌日又は当該決定をした日から起算して2日間（休日を除く。）を経過した日以後の給食費

(2) こども園及び保育所以外の学校等に係る給食費　校長等（こども園の園長又は保育所の所長を除く。）の申出により給食の停止を決定した日から起算して3日間（休日を除く。）を経過した日以後の給食費

4　市長は、転入学、転学その他の事由により、年度の途中から給食の提供を受けるときは、給食費の調整又は第6条第2項の納期限についての必要な調整を行うことができる。

5　給食費の調整は、災害その他特別の理由により緊急に給食を提供することができないときは行わない。ただし、こども園及び保育所に係る給食費の調整については、この限りでない。

（令元規則16・令3規則1・一部改正）

（補則）

第10条　この規則に定めるもののほか給食費に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令3規則1・一部改正）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（検討）

2　市長は、給食費の額について、1年度ごとにその見直しについての検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（令和元年9月11日規則第16号）

（施行期日）

1　この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日の属する月以後の給食費について適用し、同月前の給食費については、なお従前の例による。

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

3 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成3年規則第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(令和元年9月30日規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年10月4日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月6日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の習志野市立学校等の給食費等に関する規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。